

処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 産業政策課

法令名	貸金業法	法令の番号	昭和58年法律第32号				
手続名	所在不明者等の登録の取消し	根拠条項	第24条の6の6第1項				
処分基準	<p>貸金業法第24条の6の6第1項に掲げる事項に該当する場合は、その登録を取り消すことができる。</p>						
	<p>(所在不明者等の登録の取消し)                  第二十四条の六の六 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その登録を取り消すことができる。                  一 当該貸金業者の営業所若しくは事務所の所在地又は当該貸金業者の所在（法人である場合においては、その役員の所在）を確知できない場合において、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該貸金業者から申出がないとき。                  二 正当な理由がないのに、当該登録を受けた日から六月以内に貸金業を開始しないとき、又は引き続き六月以上貸金業を休止したとき。</p>						
対応区分	① 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課	目次NO	45